

医療に係る安全管理のための基本方針

(1)基本方針

患者様の安全を確保するために、病院全体の組織的事故防止策を推進し医療事故を無くし、安心して安全な医療が受けられる環境を整備する。

(2)医療安全管理のための委員会に関する基本的事項

医療安全に関する全般的事項を審議する委員会として、医療安全管理委員会を設置する。主に各所属長で構成する。

(3)医療安全管理のための職員研修に関する基本方針

医療事故防止に関わる職員の意識改革と医療資質の向上を図るため、医療安全管理研修を年2回以上実施する。

(4)事故報告等の医療安全確保を目的とした基本方針

- ①医療事故防止の具体的な要点を定める医療安全対策マニュアルを作成し、必要に応じて適宜修正を行う。
- ②医療事故及び医療事故が発生する危険性のあった事例については、速やかに対応措置を講じるとともに、确实、迅速な報告をする。報告された医療事故等については事実関係を把握し、原因分析調査を行い、改善防止策を立ててそれを周知徹底する。